

菊川市に住み続ける若者世帯を応援

若者世帯定住促進補助制度

市では、若者世帯の定住促進を図るための補助を実施しています。

これから住宅を取得しようと考えている人は、

この機会に菊川市での定住を検討してみませんか。

問い合わせ 都市計画課住宅建築係(☎35-0957)



■補助対象条件

取得した住宅に居住する前1年間の住所が市外、または市内の賃貸住宅に1年以上継続して居住しており、①または②に該当する人

- ①夫または妻のいずれかが満40歳未満である夫婦のいる世帯の夫または妻
- ②配偶者のいない満40歳未満の親と子がいる世帯に属する親

■補助金額

- ・上限25万円(住宅の取得費用の10分の1以内)
- ・上限40万円(三世帯同居および三世帯隣接住宅を取得した場合は、取得費用の10分の2以内)

受付期限 令和5年3月31日(金)

※予算が無くなり次第、終了します。

交付条件などの詳細は、市ホームページ(下記)をご覧ください。都市計画課住宅建築係へ問い合わせください。



■【フラット35】地域連携型の当初借入金利の引き下げ期間が5年から10年に変更になりました

地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、地方公共団体による財政的支援と併せて、【フラット35】の金利を引き下げる制度です。

【フラット35】地域連携型を利用するためには、市から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。

※この他、【フラット35】の技術基準や融資基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、右記のサイトなどで確認してください。



菊川市補助金交付



住宅金融支援機構
借入金利の引下げ



【フラット35】地域連携型

当初の5年間の借入金利 年0.25%引き下げ

【フラット35】Sとの併用で

当初の5年間の借入金利 年0.5%引き下げ

問い合わせ 住宅金融支援機構お客さまコールセンター
(☎0120-0860-35)

営業時間 午前9時～午後5時

※祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。